

議案第 11 号

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 2 月 21 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 29 年法律第 25 号）が平成 30 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されることにより現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年箱根町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 11 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。